

7 サーバス旅行について

(詳しい内容は後掲していますので、旅行前は必ず確認をお願いします。)

サーバス旅行者(サーバストラベラー)となるためには、各支部の支部長または面談者によってサーバス旅行についての説明を受けていただくことになっています。サーバス旅行者としての認定の基準は、サーバスの目的・活動についての理解、あなたの旅行目的、サーバスホスト宅で困らない程度の語学力など総合的に判断されます。

ただし、受け入れ国の特別な許可等がある場合を除き、年齢が18才以上の方に限ります。

◆ 手続きの流れ

1. あなたがホスト会員の場合は、支部長にサーバス旅行を希望することを連絡します。あなたがホスト会員でない場合は、別紙「サーバスとは何ですか」の代表者リストにより、居住地のサーバス支部の代表者と連絡をとります。
2. 支部長から面接の日までに読んでおくべき書類などを受け取ります。(トラベラーとして認定された場合、パスポートサイズの写真が1枚必要です。)
3. 支部長または面談担当者と面談の日時と場所を約束します。
4. サーバス旅行者として認定されたとき、ホスト会員は認定料 3,000 円、トラベラー会員(ホスト会員でない方)は認定料、6,000 円を収めます。
5. 所定の認定料が収められますと、次の手続きで LOI (Letter of Introduction) を取得して下さい。
 - (1) サーバストラベラー認定の用紙(LOI: Letter of Introduction)を日本サーバスの Web ページ <https://www.servas-japan.org/contents/kaiinninaro.html> の下部にある「旅行認定証 LOI」よりファイル (WORD 形式) をダウンロードし、そのファイルを編集後署名し、顔写真を所定の位置に貼り付けてください。
 - (2) 支部長に郵便でお送りください。支部長がトラベラー認定のスタンプを貼り、署名、日付を記入後返送します(これが LOI の原本になります)。

この LOI は発行の日付から1年間有効です。有効期間内であれば、複数回のサーバス旅行が可能です。

サーバス旅行者として一度認定されると SOL 上では "Servas Role" 表示に "Traveller" が表れ、SOL にログインし My Profile のメニューの中で LOI の記事を編集し、pdf 形式のファイルをダウンロードできます。または、プリントアウトすることができます。この場合、SOL 上で顔写真を表示している場合はその画像が pdf ファイルに取り込まれ、写真を張り付ける必要はありません。その後は署名し、上記の(2)の手続きをして下さい。

もし、サーバストラベラー認定の用紙を上記の方法で取得できない場合は支部長に申し出て下さい。

6. 訪問予定国が決まれば、SOL にログインしホストを検索し希望するホストを見つけます。国によってはホストを探してもホストがないか、または極端に少ない場合があります。

す。これは SOL システムにホスト会員全員が参入していない国の場合ですので、支部長からその国の電子版のホストリスト (pdf ファイル) を受け取り希望するホストを見つけます。希望するホストに認定書 (Letter of Introduction) のコピーを添付して、訪問可否の問い合わせを、E-mail、電話、Fax などで行います。

最終の LOI (発行日と支部長の署名、有効期限付き) が手に入らない段階で希望するホストに訪問可否の連絡をする場合には、発行日と支部長の署名、有効期限付きはなくても、写真、本人のバックグラウンド、署名が記された未完成の LOI を添付し、LOI が発行され次第送ることを約束すると良いでしょう。

7. Letter of Introduction の原本は旅行中あなたが所持し、ホスト宅に着いたとき、直ぐ提示することになっています。ホストによってはホスト宅を出発するまで預かるというところもあります。(コピーを取っておくと便利です。)

<その他>

- * 電子版ホストリストを支部長から借り出して、必要部分をプリントアウトした場合は、使用后、速やかに記憶媒体の内容を消去し、紙などは廃棄してください。
- * 借り出した各国の電子版ホストリストを使用できるのはあなただけです。他人にはたとえサーバス会員であってもまた貸しはしないで下さい。すべてのホストリストは「サーバス」の所有物です。帰国後はサーバス旅行についてのレポートを支部長に提出してください。
- * トラベラー会員は、帰国後はホスト会員になっていただくことをお願いいたします。